

東京都板橋区私道上の手すり設置の助成交付要綱

(令和5年2月10日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区（以下「区」という。）内において急勾配又は階段が存する私道上の手すり設置（改修を含む。以下同じ。）を行う者に対する助成について必要な事項を定め、もって区民の安全と生活環境の整備改善を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180条）第2条第1項に定める道路及び国又は地方公共団体が所有し、現に一般交通の用に供されている道路で、かつ、道路法の規定による認定を受けていない道路をいう。
- (2) 私道 当該敷地が私人の所有地で、かつ、現に一般交通の用に供されている道路をいう。
- (3) 手すり 人がつかまるために、階段などに歩行補助として設置する施設をいう。

(基本方針)

第3条 区は、予算の範囲内において、私道上の手すり設置に必要な費用の助成を行うものとする。

(助成の方法等)

第4条 私道上の手すり設置の助成は、私道上の手すり設置を行う者に対する助成金の交付をもって行うものとする。

(私道上の手すり設置の助成)

第5条 私道上の手すり設置の助成は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、区長が適当と認める場合に行うものとする。

- (1) 幅員が1.5メートル以上の私道であること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - ア 起点及び終点が公道又は一般交通の用に供されている他の私道に接続していること。
 - イ 5戸以上の住宅が接する行き止りの道路であること。
- (3) 別表第1に定める私道上の手すり設置基準に適合する工事であること。
- (4) 私道上の手すり設置を行う私道の敷地の土地所有者（当該私道の敷地が共有に係る土地であって、当該私道整備が当該私道の形状又は効用の著しい変更を伴わないものであるときは、共有持分の価格に従い、その過半数）及び当該私道の敷地に接する土地の所有者及び借地権者の承諾が得られること。
- (5) 急勾配又は階段が存する私道で、手すりが設置されないと歩行上支障をきたしていると認められるものであること。
- (6) 私道上の手すり設置が、開発行為による工事ではないこと。
- (7) 区の指定した業者が行う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、私道上の手すり設置について区長が公益上特に必要があると認め

るときは、助成を行うことができる。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、別表第2に定める基準により算定された額に当該額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該工事費がこの額より少ないときはその額とし、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に10分の5を乗じた額とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認めるときは、助成金の額を別に定めることができる。

（助成金の申請）

第7条 私道上の手すり設置の助成を受けようとする者（申請者が複数の場合は、そのなかから定められた代表者。以下「助成申請者」という。）は、私道上の手すり設置工事に着工する前に、私道手すり設置助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

（1）設計図

（2）印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書及び現在事項全部証明書）

（3）工事施工・土地使用承諾書（別記第2号様式）

（4）前3号のほか、区長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、申請者が複数の場合は、委任状（別記第3号様式）を添付しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、必要な調査のうえ、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは私道手すり設置助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付しないと決定したときは私道手すり設置助成金不交付決定通知書（別記第5号様式）により助成申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の助成金の交付の決定に当たって、この要綱で定める助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができるものとする。

（承諾書）

第9条 前条第2項の私道手すり設置助成金交付決定通知書を受けた者（以下「被助成者」という。）は、通知を受けた日から14日以内に承諾書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（事故報告）

第10条 被助成者は、助成金の交付に係る工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

（工事の遂行命令等）

第11条 区長は、助成金の交付の決定又はこれに付した条件に従って工事が遂行されないと認め

るときは、被助成者に対し、これらに従って工事を遂行すべきことを命ずることができるものとする。

2 前項の命令に違反したときは、区長は、工事の一時停止を命ずることができるものとする。

(工事の変更)

第12条 被助成者は、助成金の交付決定後、工事内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更報告書（別記第7号様式）を、区長に提出する。

2 区長は、前項の報告書の提出があった場合において、第8条の規定により決定した交付金の変更が必要であると認めたときは、私道手すり設置助成金変更決定通知書（別記第8号様式）を被助成者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第13条 工事が完了したときは、被助成者は、直ちに私道手すり設置工事完了報告書（別記第9号様式）に、区長が別に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 区長は、前条に規定する私道手すり設置工事完了報告書を受けた場合、その審査を行い、交付すべき助成金の額を確定し、私道手すり設置助成金交付確定通知書（別記第9号様式の2）により被助成者に通知する。

(被助成者等の維持管理義務)

第15条 被助成者は、当該申請に係る工事の完了後、当該私道上の手すりを良好に維持管理しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 区長は、被助成者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を工事の資金以外に使用したとき。

(3) 第5条第1項第3号の要件を満たす工事をしなかったとき。

(4) 前3号のほか、区長の付した条件又は命令等に従わなかったとき。

2 区長は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消したときは、私道手すり設置助成金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により当該被助成者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期

間については、その納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付当日までの期間の日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(他の助成制度との調整)

第 19 条 この要綱の定めるところにより助成を受けることのできる私道上の手すり設置について、他の制度により助成を受けた場合又は助成を受けることができる場合は、この要綱による助成を受けることができない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和 42 年板橋区規則第 3 号)の定めるところによるものとし、その他必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する

2 この要綱を施行するための準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

私道手すり設置助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

申請者代表 住 所

氏 名

電 話

法人にあっては、事務所の所在地

名称および代表者の職・氏名

下記のとおり、私道上の手すり設置助成金の交付を受けたいので、
東京都板橋区私道上の手すり設置の助成に関する要綱第 7 条の規定に
基づき、関係書類を添えて申請します。

施行場所	町	丁目	番	号から	着工予定	年	月	日
	町	丁目	番	号から	完工予定	年	月	日
施 工 者	町 丁目 番 号				電話			
	印				指定番号 _____			
申 請 者 名 簿								
No.	氏 名	現 住 所	No.	氏 名	現 住 所			
1			11					
2			12					
3			13					
4			14					
5			15					
6			16					
7			17					
8			18					
9			19					
10			20					

第 1 号様式 設計調書（第 7 条関係）

設 計 調 書									
工 種	工 種 名	形状・仕様	単位	数量	単価	金額	助 成 見 込		
							数量	単価	金額
舗 装	アスコン舗装工	人力・厚 5 cm	m ²						
	コンクリート舗装工	〃 ・厚 20 cm	m ²						
	階段工	〃 ・厚 20 cm	m ²						
雑 工	手すり工		m						
	こわし工	ブレーカ	m ³						
合 計									

添 付 書 類

1 設 計 図

2 委 任 状

3 助成申請者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書及び資格証明書）

4 土地使用承諾書（印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書及び資格証明書）を添付すること。）

（注）太線の中は、記入しないでください。

助成見込	¥
------	---

第2号様式（第7条関係）

工事施工・土地使用承諾書

年 月 日

私道上の手すり設置助成申請者代表
様

私所有の下記土地の私道部分について、私道上の手すり設置工事の施工及びこれらの工事施工後に設置された設備のために当該土地の私道部分を使用することを承諾します。

- （注） 1 使用承諾する土地の表示は、必ず登記簿記載の地番を記入してください。
同じ場所でも住所と地番が異なることがあります。
- 2 使用承諾する土地の所有者及びその所有区分を表示した図面を添付してください。
- 3 印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書及び資格証明書）を添付してください。

記

使用承諾する土地 登記簿記載の地番を 記入してください。	住 所	氏 名	印

（注）法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

委任状

私たちは、このたび私道上の手すり設置助成金の交付申請について、板橋区
町 丁目 番 号 を代表者と定め、下記の権限を委任
します。

記

- 1 助成金の交付申請に関する件
- 2 助成金の交付及び交付額の決定に対する承諾に関する件
- 3 助成金の交付に係る事故報告（ 工事の中止又は廃止の承認申請に関することを含む。）
及び実績報告に関する件。
- 4 助成金の交付決定が取り消された場合の返還金に関する件
- 5 助成金の請求及び受領（受領代理人を選任することを含む。）に関する件

住 所	氏 名	印

（注）法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。

第4号様式（第8条関係）

（表）

私道手すり設置助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付けで申請のあった私道上の手すり設置助成金の
交付については、下記条件により交付を決定したので、通知します。

なお、この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出してください。

記

- 1 工事見込額 _____円
助成見込額 _____円

助成金は、実績報告書の審査及びこの助成金の交付に係る私道上の手すり設置
助成工事（以下「工事」という。）の調査実施後、その額を確定し交付する。
従って、確定助成額は上記金額と異なることがある。
なお、助成見込額は、要綱第6条の規定により工事見込み額の50%の助成にな
るので、申請者負担金は確定助成額により異なることがある。

- 2 工事を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ東京都板橋区長
（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。
- 3 工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は、
速やかに区長へ報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 工事が完了したときは、直ちに実績報告書を区長に提出しなければならない。
- 5 助成金の交付の決定後、交付要件に関する事情の変更により特別の必要が生
じたときは、助成金の決定を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付
した条件を変更することがある。

(裏)

6 次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことがある。
この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を工事の資金以外に使用したとき。
- (3) 東京都板橋区私道上の手すり設置の助成に関する要綱別表第1に定める基準に適合しなかったとき。
- (4) この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出しなかったとき。
- (5) 前各号のほか、区長の付した条件又は命令等に従わなかったとき。

7 前項により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは期限を定めてその返還を命ずる。

8 助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

9 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

私道手すり設置助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付けで申請のあった私道上の手すり設置助成金の交付
については、下記の理由により交付しないことを決定したので、通知します。

記

理 由

承 諾 書

年 月 日

（宛先） 東京都板橋区長

申請者代表

住 所

氏 名

電 話

法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名

年 月 日付け

で通知のあった

の件については、異議なく承諾します。

私道手すり設置助成金変更報告書

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

申請者代表 住 所

氏 名

電 話

法人にあっては、事務所の所在地

名称および代表者の職・氏名

年 月 日付けで決定通知のあった板橋区私道上の手すり設置の助成交付金について、変更を下記のとおり報告します。

記

1 決定番号 年 月 日 板 第 号

2 施工場所 町 丁目 番 号から

町 丁目 番 号まで

3 施 工 者 住 所

氏 名

登録番号

4 着 工 日 着 工 日 年 月 日

5 変更理由

第7号様式（第12条関係）

工 事 変 更 調 書									
工 種	工 種 名	形状・仕様	単位	数量	単価	金額	助 成 見 込		
							数量	単価	金 額
舗 装	アスコン舗装工	人力・厚 5 cm	m ²						
	コンクリート舗装工	〃 ・厚 20 cm	m ²						
	階段工	〃 ・厚 20 cm	m ²						
雑 工	手すり工		m						
	こわし工	ブレーカ	m ³						
合 計									
私道上の手すり設置助成金交付変更額 ￥									
調 査 年 月 日			年 月 日						
調 査 員 氏 名									

（注）太線の中は、記入しないでください。

私道手すり設置助成金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付け で交付を決定した板橋区私道上の手すり設置については、下記のとおり助成金額の変更が決定したので、通知します。

記

変更後助成金額 _____ 円

年 月 日

申請者代表 住 所

電話

法人にあっては、事務所の所在地
名称および代表者の職・氏名

記

1 決定番号 年 月 日 板 第 号

2 施工場所 町 丁目 番 号から

町 丁目 番 号まで

3 施 工 者 住 所

氏 名

登録番号

4 着工及び 着 工 日 年 月 日

完工日

完工日 年 月 日

5 添付書類 完工図・工事記録写真

第9号様式 工事清算調書（第13条関係）

工 事 清 算 調 書									
工 種	工 種 名	形状・仕様	単位	数量	単価	金額	助成金確定		
							数量	単価	金 額
舗 装	アスコン舗装工	人力・厚 5 cm	m ²						
	コンクリート舗装工	〃 ・厚 20 cm	m ²						
	階段工	〃 ・厚 20 cm	m ²						
雑 工	手すり工		m						
	こわし工	ブレーカ	m ³						
合 計									
私道上の手すり設置助成金交付確定額 ￥									
調 査 年 月 日			年 月 日						
調 査 員 氏 名									

（注）太線の中は、記入しないでください。

私道手すり設置助成金交付確定通知書

令和 年 月 日

申請者代表

様

板橋区長

（公印省略）

令和 年 月 日付け 板土土第 号で交付を決定した
私道手すり設置助成金については、下記のとおり助成金額を確定したので、「私道手すり設置助成金請求書」を提出してください。

記

助成金額 ￥ ー

私道手すり設置助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付け でした私道上の手すり設置助成金
交付決定を下記により取り消したので通知します。

記

理 由

別表第 1（第 5 条関係）

私道上の手すり設置基準

種別	形状等	備考
舗装	アスファルトコンクリート（厚 5 cm） ト舗装工	既設の舗装がアスファルトコンクリート舗装工であって、その形状が（厚15cm）・（厚20cm）の私道で、表層の破損のみで、路盤が比較的良好な再舗装に適用する（補足材＋密粒 5 cm）。
	コンクリート舗装工（厚20cm）	坂路舗装等に適用する（R C－40・10cm＋コンクリート10cm）。
	階段工（厚20cm）	階段部の舗装に適用する。 各舗装の転圧機は振動ローラを原則とするが、使用困難の現場は他の転圧機器とする。
手すり工		階段部で必要に応じて適用する。
こわし工		階段、コンクリート舗装、一般土木構造等のこわしに適用する。
交通整理員		車両及び通行人の交通量を考慮し、必要に応じて配置する。

備考 整備施行に当たっては、東京都板橋区工事施行規程（昭和61年板橋区訓令第 8 号）第 10条 に定める工事仕様書に適合するものであること。

別表第 2（第 6 条関係）

私道上の手すり設置基準額

（単位：円）

種別	工種名	形状・仕様	単位	基準額	備考
舗装	アスファルトコン クリート舗装工 (5)	人力施工・厚 5 c m 補足材＋アスコン 5 c m	m ²	17, 700	舗装構成は、別表第 1 の基準による。
		機械取り壊し・厚 5 c m 補足材＋アスコン 5 c m	m ²	12, 500	
	コンクリート舗装 工	人力施工・厚 20 c m	m ²	22, 700	
	階段工	人力施工・厚 20 c m	m ²	68, 600	
雑工	手すり工		m	48, 500	
	こわし工	ブレーカ	m ³	53, 900	
	交通整理員		人	37, 300	